

広島県告示第百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）第七十四条第四項（第八十七条において準用する場合を含む。）、第九十三条第四項、第三百三十三条第四項（第三百三十八条、第四百四十六条、第五百七十七条、第七十条、第七十五条及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第四百四十三条第五項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）第二十二条第四項の規定に基づき、知事が定める食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設に係る知事が定める食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針は、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）に定める食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針とする。